

国立大学法人秋田大学一般事業主行動計画 (次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法)

職員が仕事と育児を両立させることができ、また、女性がより一層活躍できる雇用環境の整備を行うことにより、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日までの5年間

2. 本学の課題 課題：常勤教員に占める女性教員比率が低い。

3. 目標と取組内容

目標1：常勤教員に占める女性教員の比率を20%以上に向上させる。

〈対策・取組内容〉

●令和3年4月～

- ・女性教員比率向上のための目標値を毎年設定し、女性教員の積極的な登用に努める。
- ・女性教員への研究費支援制度や教育・研究環境の整備など女性教員比率向上のための促進策を毎年策定し実施する。

目標2：年次有給休暇の取得率を35%以上とする。

〈対策・取組内容〉

●令和3年4月～

- ・年末年始をはじめ、連続した休暇が取得しやすい時期を「年次有給休暇取得推奨期間」とし、職員に休暇の取得を促す。
- ・年次有給休暇の取得促進のための定期的な学内周知、意識啓発活動を実施する。

目標3：所定時間外労働の削減を図る。

〈対策・取組内容〉

●令和3年4月～

- ・所定時間外労働の状況を調査し、年間削減目標を設定する。
- ・管理職向けのマネジメント等を目的とした研修を開催するなど、所定時間外労働の管理について啓発に努める。

目標4：出産・育児、介護支援に係る休暇・休業を取得しやすい職場環境の整備・充実を図る。

〈対策・取組内容〉

●令和3年4月～

- ・育児、介護等に関する相談窓口の周知・充実を図る。
- ・育児、介護やワークライフバランス等をテーマとした教職員との意見交換会を毎年実施し教職員のニーズの把握に努め、職場環境の改善を図る。

目標5：出産・育児、介護に係る支援制度の周知を行い、制度の利用促進を図る。

〈対策・取組内容〉

●令和3年4月～

- ・出産・育児、介護に関する制度について、ホームページ・ニュースレター等によりさらなる周知を行い、制度の利用促進を図る。